

平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書（入力用ファイル）
入力留意事項（簡易版）

この入力用ファイルは、各項目を入力することにより、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額を自動で求めることができるものです。年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合にご利用ください。

なお、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用は、①あなたの合計所得金額の見積額が 1,000 万円超（給与所得だけの場合は、給与等の収入金額が 1,220 万円超）の場合、又は②配偶者の合計所得金額の見積額が 123 万円超（給与所得だけの場合は、給与等の収入金額が 201 万 5,999 円超）の場合、受けられませんので、ご注意ください。

【入力用ファイルのご利用に当たっての留意事項（必ずお読みください）】

○ 利用環境の確認

入力用ファイルは「Excel ブック（拡張子「.xlsx」）」のデータです。ご利用には Microsoft Office Excel がインストールされた Windows パソコンが必要です。

なお、国税庁においては、次のオペレーティングシステム（以下「OS」といいます。）と表計算ソフトにて動作確認をしています。

(1) OS

- ・ Microsoft Windows 7 / 8.1 / 10

(2) 表計算ソフト

- ・ Microsoft Office Excel 2010 / 2013 / 2016

上記以外の OS、表計算ソフトでの動作を保証するものではありませんのでご注意ください（スマートフォンやタブレット端末ではご利用できません。）。

○ 入力用ファイルの利用に関する注意事項

(1) ファイル名は変更できますが、ファイルの種類（拡張子「.xlsx」）は変更しないでください。特に、ファイルの種類を「Excel 97-2003 形式（拡張子「.xls」）」に変更しないでください（同じ Excel ファイルでも種類が異なると入力用ファイルが正常に動作しない可能性があります。）。

(2) 給与所得者本人や配偶者が給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は、この入力用ファイルはご利用できません。

(3) 給与所得者本人や配偶者に給与所得以外の所得がある場合については、「平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面をご確認ください。

※ 給与所得者本人や配偶者に分離課税とされる所得（申告分離課税の適用を受ける上場株式等に係る配当所得等）がある場合は、合計所得金額の計算が複雑になるため、この入力用ファイルでは正確に計算されない可能性がありますので、ご注意ください。

1 基本項目

平成30年分 給与と所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称（氏名） 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地（住所）	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	
----------------	--	------------------------------------	------

◎ あなたの住所が不明な場合は、〒の数字を記入し、市区町村を記入してください。◎ 配偶者控除については配偶者控除の適用を受けるかどうかを判断してください。◎ 合計所得金額の見積額は、17歳未満の未成年者の所得は、17歳未満の未成年者の所得を考慮して計算してください。

あなたの本年中の 合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 300万円以下（A） <input type="checkbox"/> 300万円超350万円以下（B） <input type="checkbox"/> 350万円超1,000万円以下（C）	区分 Ⅰ
------------------------	---	----	---	---------

配偶者 (フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日 年 月 日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 円	区分 Ⅱ
判定 <input type="checkbox"/> 10万円以下かつ年齢70歳以上(特例1)可判定 <input type="checkbox"/> 10万円以下かつ年齢70歳未満 <input type="checkbox"/> 10万円超35万円以下 <input type="checkbox"/> 35万円超100万円以下				

あなたの合計所得金額の見積額 (見積額)	所得の種類	収入金額等② 円	必要控除等③	所得金額④(円)	配偶者の合計所得金額 (見積額)	所得の種類	収入金額等② 円	必要控除等③	所得金額④(円)
	給与所得 (1)					給与所得 (1)			
	事業所得 (2)					事業所得 (2)			
	雑所得 (3)					雑所得 (3)			
	配当所得 (4)					配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)					不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)					退職所得 (6)			
	(1)~(6)以外の所得 (7)					(1)~(6)以外の所得 (7)			
	(1)~(7)の合計額					(1)~(7)の合計額			

控除の種類	区分Ⅱ										
	①	②	③	25万円超 30万円以下		30万円超 35万円以下	35万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下
区分A	480,000円	360,000円	360,000円	360,000円	210,000円	250,000円	210,000円	180,000円	110,000円	60,000円	30,000円
区分B	320,000円	280,000円	250,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
区分C	180,000円	130,000円	120,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

配偶者控除	配偶者特別控除
-------	---------

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

(1) 所轄税務署長

給与の支払者の所在地（住所）の所轄税務署名を入力します。

所轄税務署が不明な場合、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にある「税務署を検索」で郵便番号等による検索ができますので、参照してください。

(2) 給与の支払者の法人番号

この欄には、申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号（13桁）を入力してください。給与の支払者が個人の場合、給与の支払者の個人番号（12桁）を入力する必要はありません。

(3) (フリガナ)


全角カタカナで記入してください。

2 あなたの本年中の合計所得金額の見積額

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名

給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が120万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額に当たっては、「第1」合計所得金額の見積額の計算表をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 円 判定 300万円以下(A) 300万円超350万円以下(B) 350万円超1,000万円以下(C) 区分 I

配偶者	(フリガナ) 氏名	前 入 番 号	生 年 月 日				配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 円	判定	区分 II
			年	月	日	年			
						10万円以下かつ年齢70歳以上(昭和11年以前生)	①		
						10万円以下かつ年齢70歳未満	②		
						10万円超35万円以下	③		
						35万円超120万円以下	④		

あなた	所得の種類	収入金額等③ 円	必要経費等④ 円	所得金額⑤-⑥ 円	配偶者	所得の種類	収入金額等③ 円	必要経費等④ 円	所得金額⑤-⑥ 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算表(見積額)	給与所得				配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算表(見積額)	給与所得			
	事業所得					事業所得			
	雑所得					雑所得			
	配当所得					配当所得			
	不動産所得					不動産所得			
	退職所得					退職所得			
	(1)-(6)以外の所得					(1)-(6)以外の所得			
(1)-(7)の合計額					(1)-(7)の合計額				

区分 I	区 分 II										
	①	②	③	24万円超 95万円以下	25万円超 95万円以下	26万円超 100万円以下	27万円超 105万円以下	28万円超 110万円以下	29万円超 115万円以下	30万円超 120万円以下	
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	220,000円	220,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	120,000円	120,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
損 要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額、判定及び区分 I


「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」及び「区分 I」は、入力が進むと共に自動入力されます。そのため、これらの項目への入力は不要です。

3 配偶者

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名

税務署長 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所



※ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者の合計所得金額の見積額が120万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ※ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額」をご利用ください。

あなたの本年分の合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 300万円以下 (A)	<input type="checkbox"/> 300万円超350万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 350万円超1,000万円以下 (C)	区分 I
--------------------	---	----	--------------------------------------	--	--	------

配偶者 (フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年分の合計所得金額の見積額	円	区分 II
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所	本人婚姻 別居異住 再婚 生年一に13未満	10万円以下かつ年齢70未満以上(65歳以上74歳未満)	①	
			10万円以下かつ年齢70未満	②	
			10万円超55万円以下	③	
			55万円超120万円以下	④	

あなた	所得の種類	収入金額等③	必要経費等④	所得金額⑤-⑥	配偶者	所得の種類	収入金額等③	必要経費等④	所得金額⑤-⑥
あなたの合計所得金額の見積額の計算数(見積額)	給与所得 (1)	円		円	配偶者の合計所得金額の見積額の計算数(見積額)	給与所得 (1)	円		円
	事業所得 (2)					事業所得 (2)			
	雑所得 (3)					雑所得 (3)			
	配当所得 (4)					配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)					不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)					退職所得 (6)			
	(1)-(6)以外の所得 (7)					(1)-(6)以外の所得 (7)			
(1)-(7)の合計額					(1)-(7)の合計額				

区分 II										
控除額の計算	区分 I	①	②	③	24万円超 95万円以下	24万円超 95万円以下	94万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下
		480,000円	380,000円	360,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円
	B	320,000円	280,000円	280,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	
	C	180,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除					

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

(1) (フリガナ)

全角カタカナで記入してください。

(2) 個人番号

配偶者の個人番号(12桁)を入力してください。

(注) 一定の要件の下、個人番号(12桁)の入力を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(3) 生年月日

配偶者の生年月日を入力します。年、月、日はそれぞれドロップダウンリストで表示されますので選択してください。

なお、「2月31日」等存在しない日付を選択した場合、「区分II」にエラーメッセージ「配偶者の生年月日を正しく入力してください。」が表示されます。

(4) 非居住者である配偶者

配偶者が非居住者である場合は、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。

なお、「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

配偶者が非居住者である場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付が

必要となりますので、詳細につきましては「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面「1 申告についてのご注意」の(3)をご確認ください。

(5) 生計を一にする事実

非居住者である配偶者に○を付けた場合のみ、送金金額等を入力します。

なお、送金金額を入力する場合は、通貨の単位も入力してください。

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日		
			年	月	日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
				<input type="radio"/>	1,000,000円

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日		
			年	月	日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
				<input type="radio"/>	10,000ドル

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額、判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」及び「区分Ⅱ」は、入力が進むと共に自動入力されます。そのため、これらの項目への入力は不要です。

4 合計所得金額の見積額の計算表

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所
	給与の支払者の所在地(住所)	

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者の合計所得金額の見積額が120万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	300万円以下 (A)	300万円超350万円以下 (B)	350万円超1,000万円以下 (C)	区分 I
--------------------	---	----	-------------	-------------------	---------------------	------

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	区分 II
配偶者	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	本人控除 特別控除等	本人控除 特別控除等	生計を一にする配偶者	判定
			10万円以下かつ年齢70歳以上(障害者14歳以下)		①
			10万円以下かつ年齢70歳未満		②
			10万円超55万円以下		③
			55万円超120万円以下		④

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額等⑧	必要経費等⑨	所得金額(⑧-⑨)	所得の種類	収入金額等⑧	必要経費等⑨	所得金額(⑧-⑨)
		給与所得 (1)				給与所得 (1)			
		事業所得 (2)				事業所得 (2)			
		雑所得 (3)				雑所得 (3)			
		配当所得 (4)				配当所得 (4)			
		不動産所得 (5)				不動産所得 (5)			
		退職所得 (6)				退職所得 (6)			
		(1)~(6)以外の所得 (7)				(1)~(6)以外の所得 (7)			
	(1)~(7)の合計額					(1)~(7)の合計額			

区分 II											
控除額の計算	区分 I	A	300万円以下	300万円超350万円以下	350万円超400万円以下	400万円超450万円以下	450万円超500万円以下	500万円超550万円以下	550万円超600万円以下	600万円超650万円以下	650万円超700万円以下
		B	300,000円	380,000円	460,000円	540,000円	620,000円	700,000円	780,000円	860,000円	940,000円
	C	180,000円	130,000円	130,000円	130,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除						

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

(1) あなたの合計所得金額(見積額)

- 「所得の種類」ごとに「収入金額等⑧」と「必要経費等⑨」を入力します。
 なお、所得の種類については「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面「3 所得の区分」でご確認いただくとともに、その所得の種類の収入がない場合は、空欄のままで差し支えありません。

おって、「収入金額等⑧」を入力した場合、必ず「必要経費等⑨」も入力してください(必要経費等がない場合、「必要経費等⑨」に「0」を入力してください。)

- 所得の種類(1)(給与所得)～所得の種類(5)(不動産所得)の「所得金額(⑧-⑨)」は自動入力されますので、これらの欄への入力不要です。

なお、所得の種類(3)(雑所得)及び所得の種類(4)(配当所得)の「所得金額(⑧-⑨)」がマイナスとなる場合は、「0」が自動入力されます。

- 所得の種類(6)(退職所得)及び所得の種類(7)((1)~(6)以外の所得)の収入がある場合は、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面「3 所得の区分」の「【⑥退職所得】」及び「【①から⑥以外の所得】」を参照し、所得金額を計算して「所得金額(⑧-⑨)」に入力してください。

なお、所得の種類(6)(退職所得)の「所得金額(⑧-⑨)」欄は「(⑧-⑨)×1/2」又は「⑧-⑨」となり、所得の種類(7)((1)~(6)以外の所得)の「所得金額(⑧-⑨)」

は、一時所得又は長期譲渡所得の場合は「所得金額×1/2」となります。

おって、所得種類(6) (退職所得) 及び所得の種類(7) ((1)~(6)以外の所得) は「収入金額等①」と「必要経費等②」に入力されていても、「所得金額(①-②)」に入力がないと「(1)~(7)の合計額」が算出されませんので特にご注意ください。

- ・ 「(1)~(7)の合計額」は、所得の種類(1) (給与所得) ~所得の種類(7) ((1)~(6)以外の所得) の「所得金額(①-②)」の合計額が自動入力され、この結果に基づき、「区分Ⅰ」の判定が行われます。

なお、「所得金額(①-②)」の合計額がマイナスとなる場合は、「0」が自動入力されます。

(2) 配偶者の合計所得金額 (見積額)

入力要領については上記「(1) あなたの合計所得金額 (見積額)」に準じます。

なお、配偶者に収入がない場合は、「給与所得(1)」の「収入金額等①」欄に「0」を入力してください。「(1)~(7)の合計額」欄に「0」が記載されます。)

「(1)~(7)の合計額」に基づき、「区分Ⅱ」の判定が行われます。

ご注意

「あなたの合計所得金額 (見積額)」が1,000万円 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円) を超える場合、又は、「配偶者の合計所得金額 (見積額)」が123万円 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円) を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

これらの場合については「区分Ⅰ」にエラーメッセージ「1,000万円超です。」、「区分Ⅱ」にエラーメッセージ「123万円超です。」がそれぞれ表示されます。

なお、特定支出控除を受ける方は、この入力用ファイルを利用することはできません。

5 控除額の計算

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長
税務署長

給与の支払者の名称(氏名)
給与の支払者の法人番号
給与の支払者の所在地(住所)

(フリガナ)
あなたの氏名
あなたの住所
又は居所

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額」をご利用ください。

あなたの本年分の合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 300万円以下 (A)	<input type="checkbox"/> 300万円超350万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 350万円超1,000万円以下 (C)	区分 I
--------------------	---	----	--------------------------------------	--	--	------

配偶者 の 氏 名	(フリガナ) 氏	個人番号	生年月日 年 月 日	配偶者の本年分の合計所得金額の見積額				区分 II
				10万円以下かつ配偶者の数以上(除く1.1.1以前生)	①	10万円以下かつ配偶者の数未満	②	

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの所得の種類	収入金額等③	円	必要経費等④	円	所得金額⑤(③-④)	円
	給与所得 (1)						
	事業所得 (2)						
	雑所得 (3)						
	配当所得 (4)						
	不動産所得 (5)						
	退職所得 (6)						
	(1)~(6)以外の所得 (7)						
(1)~(7)の合計額							

配偶者の合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額等③	円	必要経費等④	円	所得金額⑤(③-④)	円
	給与所得 (1)						
	事業所得 (2)						
	雑所得 (3)						
	配当所得 (4)						
	不動産所得 (5)						
	退職所得 (6)						
	(1)~(6)以外の所得 (7)						
(1)~(7)の合計額							

控除額の計算	区分 II											
	①	②	③	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	
区分 A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	
区分 B	320,000円	220,000円	220,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
区分 C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除								


配偶者控除の額		円
配偶者特別控除の額		円

○ 配偶者控除の額及び配偶者特別控除の額

「区分I」の判定結果(「A」~「C」)及び「区分II」の判定結果(「①」~「④」)の組み合わせに基づき、「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」が求められ、控除額がそれぞれの欄に自動入力されます。

6 備考

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書



所轄税務署長 <small>税務署長</small>	給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所)	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所
---------------------------------------	--	--

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え3倍倍又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超え3倍倍は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の 合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 300万円以下 (A)	<input type="checkbox"/> 300万円超350万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 350万円超1,000万円以下 (C)	区分 I
------------------------	---	----	--------------------------------------	--	--	------

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	区分 II
					<input type="checkbox"/> 10万円以下かつ単独の課税(14万円超)
					<input type="checkbox"/> 10万円以下かつ単独の課税
					<input type="checkbox"/> 10万円超35万円以下
					<input type="checkbox"/> 35万円超100万円以下

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額の見積額 (1)～(7)の合計額	収入金額等③	必要控除等④	所得金額(③-④)	配偶者の合計所得金額の見積額 (1)～(7)の合計額	収入金額等③	必要控除等④	所得金額(③-④)
	給与所得 (1) 事業所得 (2) 雑所得 (3) 配当所得 (4) 不動産所得 (5) 退職所得 (6) (1)～(6)以外の所得 (7)				給与所得 (1) 事業所得 (2) 雑所得 (3) 配当所得 (4) 不動産所得 (5) 退職所得 (6) (1)～(6)以外の所得 (7)			

区分 II										
	①	②	③	④						
	25万円超 90万円以下	90万円超 180万円以下	180万円超 210万円以下	210万円超 250万円以下	250万円超 210,000円	210,000円超 180,000円	180,000円超 110,000円	110,000円超 110,000円	110,000円超 80,000円	80,000円超 20,000円
区分 I	A	B	C							
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除						

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

備考

○ 備考

この項目は申告における必要項目ではありませんので、給与の支払者と申告者間でのメモとして、あるいは社員番号等を入力するなどして、ご自由に入力いただけます。

【入力用ファイルの入力項目と入力内容】

入力項目		入力内容	
基本項目	所轄税務署長	あなたの勤務先の所在地（住所）を所轄する税務署名を入力してください。	
	給与の支払者の名称（氏名）	あなたの勤務先が法人の場合はその名称、個人事業主の場合はその氏名を入力してください。	
	給与の支払者の法人番号	勤務先が入力する項目となっています。 勤務先の法人は、法人番号（13桁）を半角数字で入力してください（個人事業主の場合、個人番号を入力する必要はありません。）。	
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの勤務先の所在地（住所）を入力してください。	
	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの氏名を入力してください。なお、フリガナは全角カタカナで入力してください。	
	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所を入力してください。	
配偶者	(フリガナ) 氏名	配偶者の氏名を入力してください。なお、フリガナは全角カタカナで入力してください。	
	個人番号	配偶者の個人番号（12桁）を半角数字で入力してください。 なお、勤務先が一定の要件を満たす場合は、個人番号を入力する必要はありませんので、勤務先にご確認ください。	
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	左記の場合に該当するときは、配偶者の住所又は居所を入力してください。	
	生年月日	配偶者の生年月日の年、月、日について、それぞれドロップダウンリストから該当するものを選択してください。	
	非居住者である配偶者	配偶者が非居住者である場合は、ドロップダウンリストから「〇」を選択してください。 ※ 非居住者とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。	
	生計を一にする事実	上記「非居住者である配偶者」欄に「〇」付けた場合のみ、あなたから配偶者への送金金額等を入力してください。 なお、送金金額等については、通貨の単位も併せて入力してください。	
あなたの合計所得金額（見積額） ／ 配偶者の合計所得金額（見積額）	給与所得(1)	収入金額等④	給与等の収入金額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、2,000万円超の収入金額は、年末調整の対象とならないため入力できません。
		必要経費等⑤	自動で計算されますので、入力できません。 なお、この入力用ファイルでは、「給与所得者の特定支出控除」の適用を受ける場合の計算はできません。
		所得金額(a-b)	自動で計算されますので、入力できません。
	事業所得(2)	収入金額等④	事業所得に係る総収入金額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合は、必ず「必要経費等⑤」欄を入力してください。
		必要経費等⑤	事業所得に係る必要経費がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合に、事業所得に係る必要経費がないときは、「〇」を入力してください。
		所得金額(a-b)	自動で計算されますので、入力できません。
	雑所得(3)	収入金額等④	雑所得に係る収入金額等がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合は、必ず「必要経費等⑤」欄を入力してください。
		必要経費等⑤	雑所得に係る必要経費等がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合に、雑所得に係る必要経費等がないときは、「〇」を入力してください。
		所得金額(a-b)	自動で計算されますので、入力できません。 なお、(a-b)がマイナスとなる場合、「〇」が自動で入力されます。
	配当所得(4)	収入金額等④	配当等の収入金額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合は、必ず「必要経費等⑤」欄を入力してください。
		必要経費等⑤	配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力し、配当所得に係る負債の利子がない場合は、「〇」を入力してください。
		所得金額(a-b)	自動で計算されますので、入力できません。 なお、(a-b)がマイナスとなる場合、「〇」が自動で入力されます。
	不動産所得(5)	収入金額等④	不動産所得に係る総収入金額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合は、必ず「必要経費等⑤」欄を入力してください。
		必要経費等⑤	不動産所得に係る必要経費がある場合、半角数字で入力してください。 なお、「収入金額等④」欄を入力した場合に、不動産所得に係る必要経費がないときは、「〇」を入力してください。
		所得金額(a-b)	自動で計算されますので、入力できません。
	退職所得(6)	収入金額等④	退職手当等の収入金額がある場合、半角数字で入力してください。
		必要経費等⑤	退職所得控除額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、退職所得控除額は「退職所得の源泉徴収票」に記載されています。
		所得金額(a-b)	役員等としての勤務期間がない場合は「(a-b)÷2」により求めた額を半角数字で入力してください（自動で計算されません。）。 なお、役員等としての勤務期間がある場合は「(a-b)÷2」とはならないケースがあるため、ご注意ください。
	(1)～(6)以外の所得(7)	収入金額等④	譲渡所得など、その他の所得に係る収入金額等がある場合、半角数字で入力してください。
		必要経費等⑤	譲渡所得など、その他の所得に係る必要経費等がある場合、半角数字で入力してください。
		所得金額(a-b)	譲渡所得など、その他の所得に係る所得金額がある場合、半角数字で入力してください。 なお、長期譲渡所得の場合など「(a-b)」とはならないケースがあるため、ご注意ください。
(1)～(7)の合計額		配偶者に収入がない場合は、「給与所得(1)」の「収入金額等④」欄に「〇」を入力してください（「(1)～(7)の合計額」欄に「〇」が記載されます。）。	

※ 入力用ファイルでは、これらの入力項目へ入力された結果により、区分Ⅰと区分Ⅱの判定を自動で行い、それらの判定結果により求められる控除額を、「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に自動で表示するようになっています。